

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

(総務課)

第1 猪苗代町防災会議（以下「町防災会議」という。）

1 根拠

町防災会議は、町長を会長として、基本法第16条第6項の規定に基づく、猪苗代町防災会議条例（昭和54年条例第37号）第3条に規定する委員をもって組織するもので、次に掲げる事務を所掌する。

2 所掌事務

町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

3 町防災会議の組織は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

猪苗代町防災会議条例の規定による。

- (1) 町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
- (3) 県の機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (4) 猪苗代警察署長
- (5) 町の教育長
- (6) 会津若松地方広域市町村圏整備組合猪苗代消防署長及び猪苗代町消防団長
- (7) 町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- (9) 町職員のうちから町長が指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めて委嘱する者

4 委員の定数は、20人以内とする。

委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

第2 猪苗代町災害対策本部

1 根拠

猪苗代町災害対策本部は、基本法第23条の2及び猪苗代町災害対策本部条例（昭和37年条例第20号）に基づき、猪苗代町の地域にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が設置する機関で町長を本部長として、町長部局の他、各機関等、町の職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

2 所掌事務

町地域防災計画の定めるところにより、町内の災害予防及び災害応急対策を実施する。

第3 水防管理団体等

水防管理団体は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に基づき設置し、猪苗代町における河川等の洪水による水災を警戒し、防御する。

詳細については、猪苗代町水防計画による。

第4 自主防災組織

1 設置の目的

自主防災組織は、基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等を単位として設置する。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによる。

第5 応援協力体制の整備

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

1 防災関係機関への応援要請

町長は、町の災害応急措置を実施するにあたり、的確かつ円滑に行うために、必要があると認めるときは、各関係機関及び民間団体組織の応援（協力）を求めるものとする。

（1）行政機関に対する応援要請

ア 町長は、町地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、基本法第68条の規定により、県知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は、応援の斡旋を求めるものとする。

イ 町長は、町地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

ウ 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関等の長に対し知事との協議のうえ、職員の派遣を要請するものとする。

エ 町長が知事又は他の市町村長に応援又は応援の斡旋を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由

(イ) 応援を要請する機関名

(ウ) 応援を要請する職種別人員、物資等

(エ) 応援を必要とする場所、期間

(オ) その他必要な事項

オ 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

2 公共的団体等との協力

町は、公共的団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行い、これらの団体等の協力業務及び協力方法について明確にしておくものとする。

(1) 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他の関係機関に連絡すること。

(2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

(3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。

(4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

(5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。

(6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。

(7) 被害状況の調査に協力すること。

(8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(9) 罹災証明書交付事務に協力すること。

(10) その他の災害応急対策業務に関すること。

第 2 節 防災情報通信網の整備

(総務課)

第 1 防災行政無線の整備

災害時における住民への災害情報の提供や被害状況の収集伝達手段として、高度利用が可能な町防災行政無線のデジタル化を行った。

また、同報系の整備に当たっては、防災行政無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機の導入に努める。

第 2 福島県総合情報通信ネットワーク

衛星系と地上系による通信の多ルート化の整備により、迅速・的確な情報の収集等災害情報システムの充実化が図られている。

第 3 全国瞬時警報システム（J—ALERT）

消防庁が運用する全国瞬時警報システム（J—ALERT）の情報から自動的に防災行政無線に防災（災害）情報を住民に提供するシステムが図られている。

第 4 職員参集システムの整備

現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに宿日直が防災担当へ連絡するほかテレビ・ラジオの情報を基に電話連絡により行っているが、今後は、携帯電話への一斉ショートメール発信等のシステムの充実・強化を図る。

第3節 気象情報受伝達体制

(総務課、農林課、建設課)

第1 気象情報の取得

福島県総合情報通信ネットワーク及び一般財団法人河川情報センターを通じて気象情報の取得に努める。

1 福島県総合情報通信ネットワーク（防災情報提供システム）による気象情報

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 地震に関する情報
- (7) 噴火警報等
- (8) 気象通報

2 (一財)河川情報センターによる情報

- (1) 雨量情報
- (2) 雪情報
- (3) 水位情報
- (4) 警報
- (5) その他

第2 気象観測施設等

自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第3 情報の収集

県における気象業務法に基づく予報及び警報等を受信したときは、直ちに総務課は、地域関係団体に連絡するものとする。

1 一般の注意報及び警報

種 類	内 容
<p>(1) 注意報</p> <p>ア 気象注意報</p> <p> (ア) 風雪注意報</p> <p> (イ) 強風注意報</p> <p> (ウ) 大雨注意報</p> <p> (エ) 大雪注意報</p> <p> (オ) その他の気象注意報</p> <p> a 濃霧注意報</p> <p> b 雷 注意報</p> <p> c 乾燥注意報</p> <p> d なだれ注意報</p> <p> e 着(氷)雪注意報</p> <p> f 霜 注意報</p> <p> g 低温 注意報</p> <p> h その他の異常気象</p> <p>イ 洪水注意報</p> <p>ウ 浸水注意報</p> <p>エ 地面現象注意報</p>	<p>風雪、強風、大雨、大雪等気象現象により災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>洪水によって災害があると予想される場合に、その旨を注意して行う予報</p> <p>浸水によって災害があると予想される場合に、その旨を注意して行う予報</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報</p>
<p>(2) 警報</p> <p>ア 気象警報</p> <p> (ア) 暴風警報</p> <p> (イ) 暴風雪警報</p> <p> (ウ) 大雨 警報</p> <p> (エ) 大雪 警報</p> <p>イ 洪水警報</p> <p>ウ 浸水警報</p> <p>エ 地面現象警報</p>	<p>重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>洪水に関する警報</p> <p>浸水に関する警報</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報</p>

<p>(3) 特別警報</p> <p>ア 気象特別警報</p> <p> (ア) 暴風 特別警報</p> <p> (イ) 暴風雪 特別警報</p> <p> (ウ) 大雨 特別警報</p> <p> (エ) 大雪 特別警報</p> <p>イ 地面現象特別警報</p>	<p>重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、発表される特別警報</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報</p>
--	---

(注) 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(※) 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。

2 水防活動用の予報及び警報

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる一般の注意報及び警報をもって代えるものとする。

ア 水防活動用気象注意報	大雨注意報
イ 水防活動用気象警報	大雨特別警報、大雨警報
ウ 水防活動用洪水注意報	洪水注意報
エ 水防活動用洪水警報	洪水警報

3 注意報及び警報の実施要領

(1) 前記の注意報及び警報は、注意報又は警告の必要がなくなった場合解除する。またその種類にかかわらず、これらの注意報又は警報が継続中に新たに行われたときは、切り替えられるものとする。

(2) 2つ以上の注意報、警報が同時に行われる場合もある。

(3) 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象注意報に含めて行う。

4 気象通報

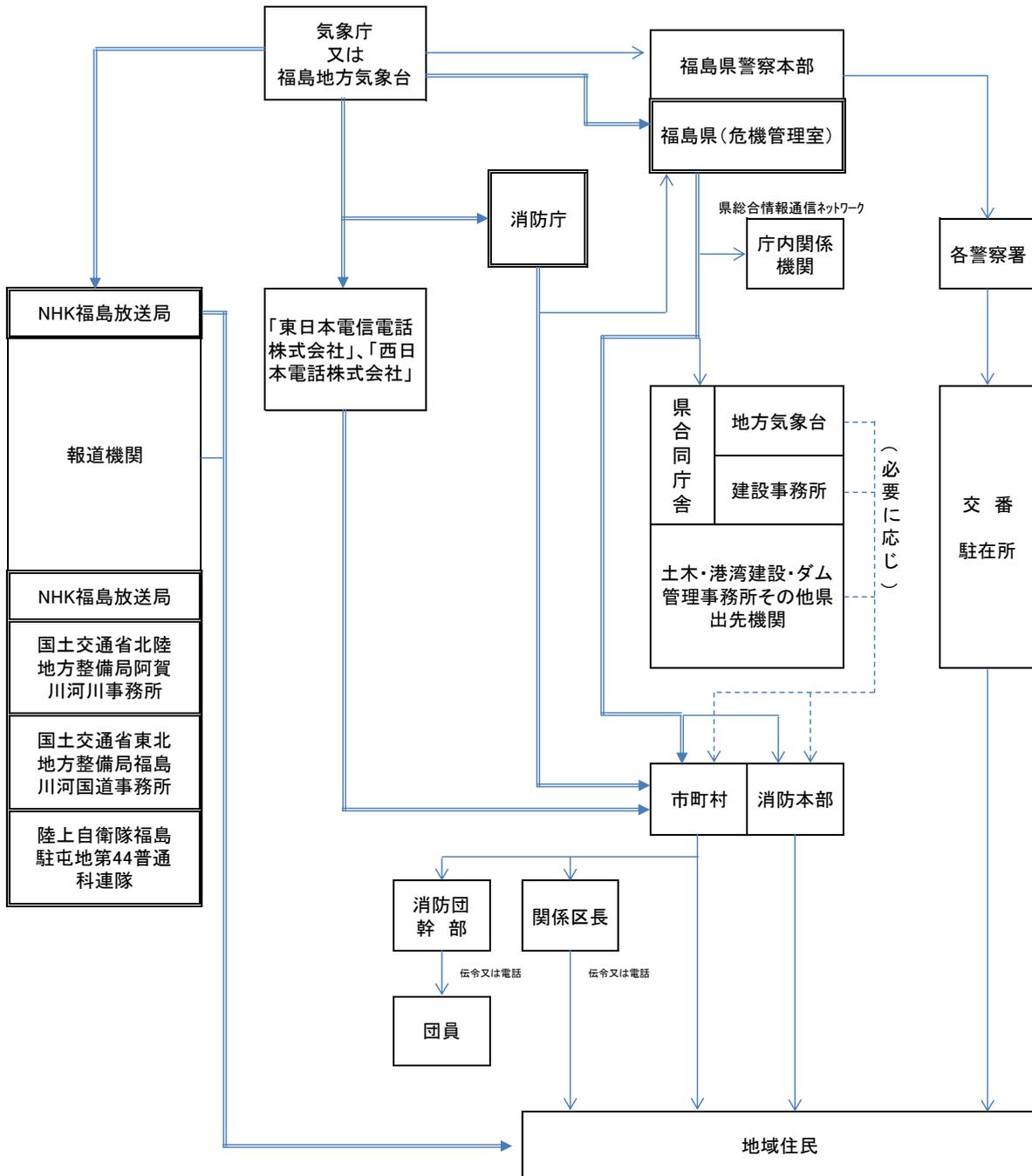
火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危

険と認められるときに福島地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。

5 注意報、警報等の通知及び周知

防災気象情報の伝達系統図



※ 二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2
 ※ 二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※ 気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

6 町における「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」は次のとおりである。

(1) 気象警報等及び霜注意報の受理伝達

福島地方気象台から県（危機管理部）を経て町に通知される気象業務法及び消防法に基づく、特別警報、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は、総務課長が受理するものとする。

(2) 地震情報等の受理伝達

町は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示の必要な措置を行う。

(3) 緊急地震速報

ア 気象庁は、最大震度5弱以上、または長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ、または長周期地震動階級4の大きさの長周期地震動を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ 県及び町は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

エ 県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。

また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 総務課長及び農林課長は前項により、気象通報等を受理した場合は、速やかに課内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては町長に報告するものとする。

(5) 総務課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受理したときは、その内容により、速やかに町長に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。

(6) 建設課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受理したときは、その内容により、速やかに町長に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。

(7) 夜間休日等の気象通報等及び霜注意報の取扱い

町に通知される上記警報等の夜間休日等の取扱いは宿日直者が受理し、記録し、「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。

(8) 受理伝達に関する業務担当者との記録の整備

ア 気象通報及び霜注意報等の受理、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各課において業務担当者を定めて総務課長へ届け出ておくものとする。

イ 受理、伝達に関する記録については、宿日直日誌に記録するものとする。

7 総務課長及び農林課長の伝達相当区分表

伝達責任者及び気象通報等の相当区分	伝達先
<p>【総務課長】</p> <p>気象特別警報 暴風雪、大雪、暴風、大雨</p> <p>気象警報 暴風雪、大雪、暴風、大雨</p> <p>気象注意報 強風、濃霧、乾燥、なだれ、風雪、着(氷)雪、低温、大雪</p> <p>気象情報</p> <p>火災気象通報</p> <p>各種警報 洪水、浸水</p> <p>気象注意報 大雨、融雪、雨</p> <p>各種注意報 浸水、洪水</p> <p>地震情報</p> <p>【農林課長】</p> <p>霜注意報</p>	<p>伝達責任者は、それぞれ左記の「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」によりの確に通報するものとする。</p>

8 基本法第54条第4項により気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象（例えば竜巻、強い降雪）

(2) 地象に関する事項

地震関係、頻発地震

(3) 通報の宛て先は、福島地方気象台を原則とする。

9 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

(1) 災害発生（被害）報告の受信及び通報

受信内容については宿日直日誌に記録し、直ちに連絡体制表によって通報すること。

通報の区分	通 報 先			受 信 の 要 点
	課 名	順位	職 名	
災害で下記以外に関するもの	総務課	1	防災業務担当者	(1) 受信日時及び発信者名 (2) 災害発生日 (3) 場 所 (4) 被害原因 (5) 被害の概要
		2	防災情報係長	
		3	総務課長	
霜注意報等農政に関するもの	農林課	1	農政業務担当者	(1) 受信日時及び発信者名 (2) 災害発生日 (3) 場 所 (4) 被害原因 (5) 被害の概要
		2	農業振興係長	
		3	農林課長	

注1 通報の区分にかかわらず、総務課には必ず通報すること。

注2 特定の課を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該課の責任者へ通報すること。

(2) 気象通報の受信及び通報

受信内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報すること。

連 絡 先		種 類
課 名	職 名	
総 務 課	総 務 課 長	風雪、強風、大雨、大雪、洪水の警報、注意報、地震
農 林 課	農 林 課 長	霜注意報、低温等農業に関する気象情報

第4節 災害別予防対策

(総務課、農林課、建設課、上下水道課)

第1 水害予防対策

水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

1 災害防止林の造成に関する治山事業及び溪流又は山林等の砂防に関する通常砂防事業又は緊急砂防事業を行うものとする。

(1) 河床上昇による荒廃河川の流路整正

2 河水統制又は河川改修(改良)に関する治水事業

(1) 未改修河川を改修し築堤護岸を施工する。

(2) 再度災害発生防止のための事業

(3) 河道の屈曲部を矯正し、堤防の保護と河床の維持を図る。

(4) 洪水調整ダムに係る関連施設の新設又は改修事業

3 施設の維持補修

(1) 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における堆砂の除去

(2) 護床工及び護岸等の施工

(3) 改修工事により築設した河川構造物の維持補修

4 その他

(1) 橋梁の維持補修

町道、農道、林道に係る橋梁の維持補修

(2) 湛水防除事業

他動的原因により湛水したことがある地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施工

(3) 排水道事業

主として市街地における排水及び雨水を排除し、又は処理するための排水施設の施工

5 災害危険箇所

災害危険箇所は、「猪苗代町水防計画書」に定める重要水防区域一覧表のとおりである。

6 洪水ハザードマップ整備の促進

(1) 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設利用者の洪水時等の円滑な洪水予報等の伝達体制をとるため、町地域防災計画に定める。

(2) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

7 ため池施設災害対策

ため池の防災・減災対策として、下流に甚大な被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」の堤体補修等のハード対策を実施するとともに、ハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第2 土砂災害予防対策、地盤災害等予防対策

土砂災害を予防するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 地すべり防止事業

治山事業及び砂防関係事業を進め、危険防止を図るものとする。

2 地すべり防止区域の周知

県と連携を図り、注意標識を設置し住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。

3 山崩れ等の対策

コンクリート杭、鋼管杭、排水路工の施設を整備し、危険区域内の住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(1) 危険区域内の住民に対しては、大雨注意報、大雨警報及び台風情報をもれなく伝達すること。

(2) 危険区域内に相当量の降雨があったとき又はある見込みのときは、時期を失することなく住民に避難の指示を行うこと。また、町長の避難指示がなくとも住民が自主的に避難する方策を講じておくこと。

(3) 避難場所については、町地域防災計画に定める避難場所を常に検討し、危険地区ごとの避難場所を指定するとともに、危険区域内の住民に周知する。

(4) 危険区域内に災害又は特異事象が発生した場合は、町長へ通報する者をあらかじめ定めておき、町長が災害等の実態を早期に把握できるよう措置を講じておくこと。

4 土砂災害警戒区域の指定

県は、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行えるように警戒避難体

制の整備を図る区域。

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域。

5 液状化災害予防対策

町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

6 二次災害予防対策

危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等について整備を図るものとする。

7 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、危険箇所に注意標識を設置するなどにより関係者への周知徹底を図るとともに、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

また、土砂災害危険箇所の監視体制の強化及び点検を実施するものとする。

- (2) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (3) 町は、町地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、上記と同様の措置を講じるよう努める。

第3 雪害予防対策

積雪又はなだれによる災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 雪害防止施設事業

- (1) なだれの発生を一時的に止める柵及び階段工の施工
- (2) 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する事業
- (3) 冬期間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため、道路の構造を改良する事業
- (4) なだれ等による交通災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業
- (5) 冬期間における交通確保のための除雪路線計画

2 なだれ危険個所の周知及び危険防止対策

なだれの発生しやすい危険箇所について、注意標識等を設置し、通行者又は関係者への周知を図るとともに、危険地域を巡視し、なだれ発生予防査察を実施し、危険防止に努めるものとする。

3 道路交通の確保

緊急輸送路の確保のために除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設、消融雪施設等の整備を推進し安全な道路の確保に努める。

4 寒冷時の避難対策

避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

また、被災者及び避難者に対する防寒用具の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のために早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のため長期対策を検討しておく必要がある。

第4 風害予防計画

強風による災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 風害防止事業

農耕地温、気温の調整を図り、農作物の生産増強並びに農地の保全に期するため、寒冷季節風の常風地帯に対し防風林等による防風対策に努める。

第5節 火災予防対策

(総務課)

消防の組織、人員、施設等の消防力の拡充強化を図るとともに、予防消防の徹底、災害の防御、被害の軽減及び住民の安寧秩序を保持し、もって公共の福祉の増進を期するものとする。

第1 消防力の強化

1 消防施設等

(1) 消防水利については、消防水利の基準に基づく消火栓、防火水槽、プール等の計画的な整備を図るとともに、老朽施設についても順次更新改修を図るものとする。

なお、河川、池、沼等の自然水利の確保により、消防水利の適正な配置を行う。

また、消防水利の確保については、市街地拡大に対応した整備、大規模な地震が発生した場合の火災に備えた耐震性を有した防火水槽の整備など、多岐多様なも含めた新たな消防水利の需要にも対応できるよう積極的な整備を図るものとする。

(2) 消防ポンプ等の機械器具については、常に点検整備に努め、更新計画に従って整備を図るものとする。(資料12のとおり)

(3) 消防教養訓練については、消防団員に消防学校等の入校を促進し、初任教養、普通教養、幹部教養、専科教養を実施するほか、移動消防学校を開催して入校できない新入消防団員の訓練を実施するものとする。

2 救助体制の整備

自主防災組織等に救助用資機材等を配備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

本町においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合構成市町村と消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定を締結している。

また、北塩原村とも同様の協定を締結している。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及徹底

火災防止を図るために、広報紙及び広報車等による広報を行うとともに、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て火災予防思想の普及の徹底を期するものとする。

2 民間防火の徹底

少年(幼年)防火クラブ、婦人消防連絡協議会の協力団体等の民間消防協力組織及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、モデル団体の指定及び防火指導員を養成し、家庭防火等民間防火の徹底を図る。

3 防火対策の推進

火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努めるものとする。

また、公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても不燃及び耐火建築を促進するとともに、新築建造物及び防火対象物については、不燃化の指導を行い、大火防止を推進するものとする。

4 危険物等特殊防火対象物の規制

危険物施設及び特殊防火対象物等について適正な規制を行い、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止を期するものとする。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、初期消火の重要性及びその方法について啓発指導をするため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法等についての広報、講習会を実施する。

2 自主防災組織の初期消火

自主防災組織を中心とした防火訓練などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 要配慮者のための火災予防対策

一人暮らしの高齢者及び身体障がい者等に対する住宅防火対策の推進について、優先的に住宅防火診断を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進について啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等による発火、爆発する危険性を有しているため、薬品類の管理及び転落防止について県・消防署の指導を受ける。

第6節 建築物及び文化財災害予防対策

(総務課、建設課、生涯学習課)

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な対策に関する計画とする。

第1 建築物の現況

本町の市街地形成の推移をみると木造建築物の方が圧倒的に多く、建築物の不燃化のためその利点と効果を一般に周知し、かつ、行政的施策の推進に努める必要がある。

第2 建築物災害予防対策の内容

1 建築物の不燃化

(1) 公営住宅の不燃化促進

公営住宅等の公的住宅は、積極的にその不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地づくりを推進するものとする。

(2) 民間住宅の不燃化促進

特に市街地においては、住宅の不燃化を促進するよう指導するほか、防災面での行政指導等により、民間住宅の不燃化を積極的に図るものとする。

2 建築物の耐震性促進

町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の施策を積極的に推進し、耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本町は、町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

特に、災害対策本部を設置する施設並びに避難・医療施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進するとともに、大規模な災害の活動拠点に対応できるスペースを備えた施設や災害ヘリポートなどの整備に努めるものとする。

(2) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

(3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすることを指導する。

3 文化財災害予防対策

文化財防火デー等の行事を通じて防火・防災意識の高揚を図る。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

(総務課、東北電力ネットワーク(株)、東京電力(株)、LPガス事業者)

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支社及び事業所(以下、この節において「店所」という。)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための施設整備

ア 風害対策

風害については、各設備とも設計計画時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特殊性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等)等を実施するものとする。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- a 取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋梁
- d 土捨場、巡視路
- e 水位計

(イ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補

強等を実施するものとする。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさあげ、出入り口の角落とし対策等を行うものとする。

ウ 雪害対策

(ア) 変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、機器架台のかさあげ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施するものとする。

(イ) 送電設備

鉄塔には、耐雪設計及び耐雪構造を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

(イ) 変電設備

避雷器、気中放電ギャップを設置するとともに、架空地線による雷遮蔽を行う。また、重要系統の保護リレー装置を強化するものとする。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 現況

LPガスは、現在、ほとんどの住民が使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。このようなLPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給施設の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育を実施している。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規定及び保安規定に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施するとともに、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に当町においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除雪時においてもLPガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、使用時間遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うために情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資器材の管理等

次の防災資器材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ一般社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

(国、県、警察、東日本高速道路(株)、総務課、建設課、農林課、教育総務課、生涯学習課)

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

町は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

(1) 町は、物資受入れ、近隣市町村の主要路線と接続する路線等(別表1)を緊急輸送路として指定する。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内への輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

県災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、最優先に確保すべき路線

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入れ拠点として別表2のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

第2 緊急輸送路の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者(ヘリコプター臨時離着陸場を除く。)は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表 1

緊急輸送路

(1) 第1次確保路線

種 別	路 線 銘	区 間
一般国道	49号 115号 459号	郡山市境～会津若松市境 福島市境まで 北塩原村境まで
高速自動車道	磐越自動車道	郡山市境～磐梯町境
主要地方道	猪苗代・塩川線 猪苗代・湖南線 中ノ沢・熱海線	磐梯町境まで 郡山市境まで 郡山市境まで
一般県道	壺楊本町線 野老沢川桁停車場線 猪苗代停車場線	町道城南六角線～国道115号
町道	猪苗代新町線 城南六角線 東谷地八幡線	猪苗代町役場～町道城南六角線まで 町道猪苗代新町線～県道猪苗代停車場線まで 県道壺楊本町線～水防センターまで

(2) 第2次確保路線

今後、逐次、指定を行っていくものとする。

(3) 第3次確保路線

今後、逐次、指定を行っていくものとする。

別表 2

ヘリコプター臨時離着陸場

番号	名 称	所 在 地	管理者	連 絡 先	電話番号
1	猪苗代町営磐梯山牧場	字酸槌沢7134-2	町 長	農林課	62-2116
2	猪苗代町運動公園	字上園1340-1	教育長	生涯学習課	72-0180
3	旧東中学校グラウンド	大字川桁字上川原2262-75	町 長	教育総務課	62-5677
4	中ノ沢運動場	大字蚕養字沼尻山甲2855-171	教育長	生涯学習課	72-0180
5	猪苗代町地域振興施設 (道の駅猪苗代)	大字堅田字五百苺1	町 長	建設課	62-2118

第9節 避難対策

(総務課、町民生活課、保健福祉課、教育総務課)

風雪害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や、市町村間を越えた広域避難についても考慮するものとする。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、町は、避難指示、高齢者等避難等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や指定緊急避難場所、タイミング、判断基準、伝達方法等を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生時、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努め、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築を図る。

1 高齢者等避難又は避難指示を発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）（内閣府（防災担当））の設定例を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれがある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

（2）指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・ 水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所、猪苗代土木事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所、猪苗代土木事務所等）、県（危機管理総室）

- 2 高齢者等避難に関する情報提供、避難指示の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（1）給水措置

（2）給食措置

- (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
- (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
- (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 給食施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - (6) ペット等の保管施設
 - (7) W i - F i 等の通信環境
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
- (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 福祉施設の活用等
- 9 防災部局、福祉部局の連携に関する事項
- 災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者の避難支援を行うため、防災担当部局はもとより、要支援者に関する情報を保有する福祉関係部局が平常時から連携し、避難行動要支援者の支援体制構築に努める。
- 10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、災害の想定等に応じて避難所の見直しを随時行い、必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃 その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災が発生するおそれが大きい地域にあっては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるよう選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 県知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知す

るとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出るものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。なお、前第2 2～5の規定は指定緊急避難場所を指定避難所に読み替えて準用する。

1 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (1) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合においても、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は概ね3㎡以上とする。
 - イ 指定避難所は、避難を要する地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

- ウ 指定避難所は、土砂災害や浸水害等の自然災害により被災する危険がないところとする。
- エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは、耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、県と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設するなどの対策を講じる。

第5 避難指示の責任者

避難指示の責任者はそれぞれ法律によって次のように定められているが、避難は災害のために生命、身体の危険が予想されることから避難者が自主的に避難する場合もあるので、その場合は消防関係機関等の応援を得て安全かつ迅速に誘導すること。

1 避難指示の責任者（権限を有する者）は次のとおりである。

- (1) 町長（基本法第60条）
- (2) 県知事（基本法第60条）
- (3) 警察官（基本法第61条）
- (4) 水防管理者（水防法第29条）
- (5) 県知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

- (6) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

第6 高齢者等避難、避難指示の基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護する必要があるときは、避難のための立ち退き、高齢者等避難又は避難を指示する。
- 2 避難区分
 - (1) 高齢者等避難

警報等の発表により、災害発生のおそれがある場合は、事前に病人、老幼婦女等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、洪水、火災、なだれ等）で災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合は、安全な場所に緊急に避難させるものとする。
- 3 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させる場合は、輸送車両を用意するなどの手段を講じて収容避難させるものとする。

第7 避難の伝達方法

- 1 指示事項
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 避難先
 - (3) 避難経路
 - (4) 避難の指示の理由
 - (5) その他必要な事項
 - (6) 注意事項
 - ア 避難後の戸締り
 - イ 必要な携行品
 - ウ 服装
- 2 伝達方法
 - (1) 広報車（町、消防機関、警察）
 - (2) 信号（サイレン、警鐘）
 - (3) 電話
 - (4) 防災行政無線（戸別受信機を含む）

第 8 避難指示の報告

1 住民への周知

町は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

2 避難指示を行った者は、直ちに町長（本部長）に報告する。

第 9 避難場所、一般避難所、福祉避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、一般避難所、福祉避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年 1 回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

第 10 避難に対する訓練

学校及び団体等の避難訓練等は、毎年 1 回下記の避難訓練等実施要綱によって災害発生を想定して実施すること。

<避難訓練等実施要綱>

1 関係法規の理解

- (1) 関係法規（災害対策基本法、消防法、水防法等）の研修
- (2) 避難訓練等の機会を利用して関係団体との懇談会の開催

2 水害・火災の予防計画の樹立

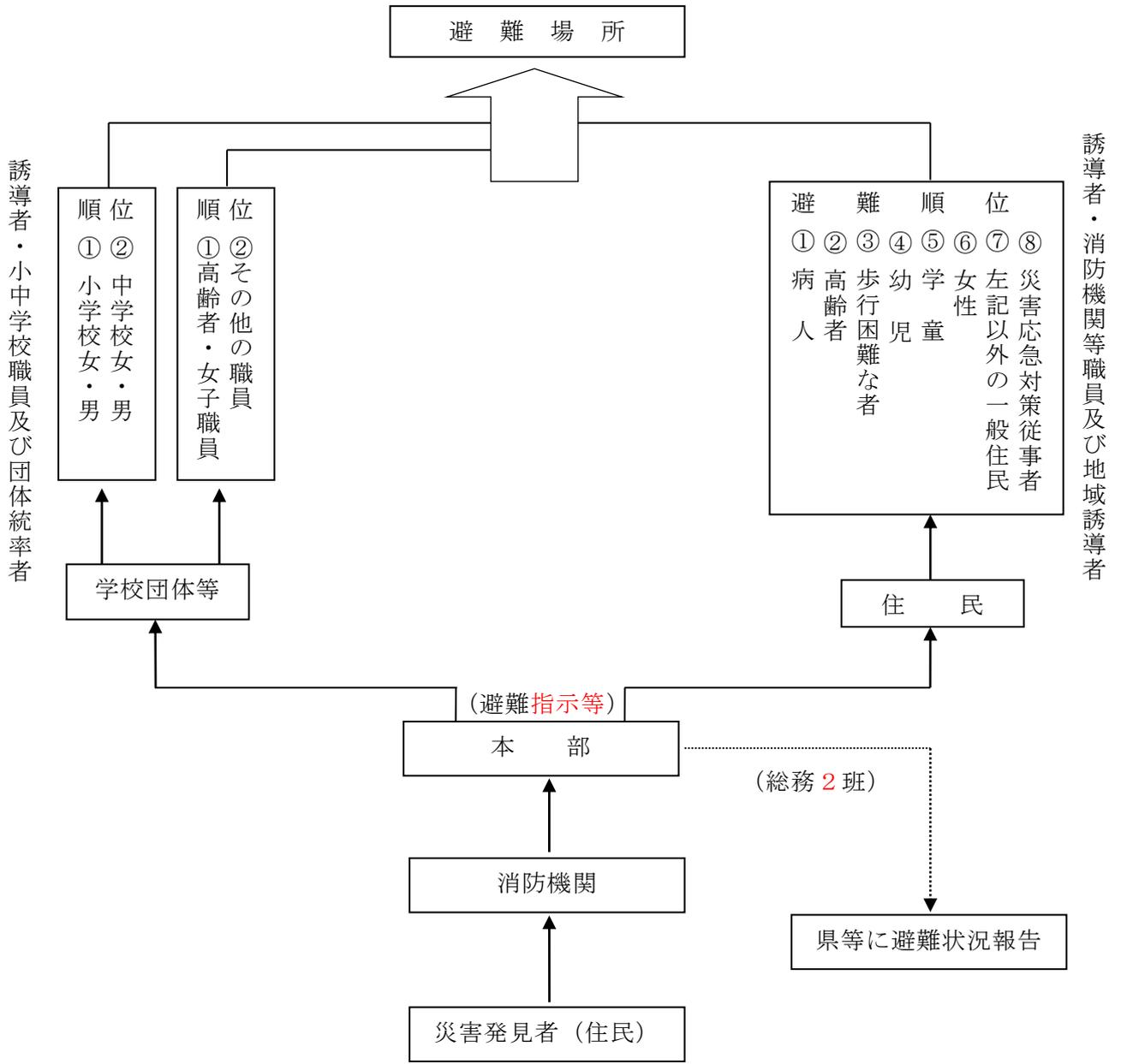
- (1) 気象情報等の収集訓練
- (2) 災害発生個所の点検及び検討
- (3) 消火器等の操作実施及び点検
- (4) 災害発生時の情報連絡の実地訓練

3 管理態勢の確立

- (1) 消防機関に依頼して防火診断の実施
- (2) 建物内の火気等使用個所における責任者の確立

4 避難訓練の計画樹立

- (1) 災害発生時に必要な組織の編成
- (2) 避難訓練に必要な具体的な災害の想定
- (3) 避難場所及び避難順路等の徹底
- (4) 避難訓練の目的の徹底
- (5) 指揮系統を明確にした避難誘導の徹底
- (6) 避難人員の把握及び点呼等の実施確認
- (7) 重要書類等の搬出計画



第 10 節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（総務課、町民生活課、保健福祉課）

被災地の住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保してその保護を図るとともに、災害発生時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関、各防災関連機関及び自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

第 1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

災害時における迅速な医療救護を実施するため、自主防災組織をはじめとした医療救護体制の確立を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱・災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について県に調達要請を行う。

第 2 防疫対策

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに関係機関に調達要請を行う。

第 1 1 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(総務課、町民生活課、上下水道課)

第 1 食料調達確保・供給計画

1 災害における応急配給は、町長が実施に当たるものとする。ただし、広域に及ぶ大災害で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

2 食料、生活物資の調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料を被災者等に供給する。町内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。県は県内卸売業者との協定に基づき保有精米の供給を要請する。また、災害の状況に応じ、東北農政局福島県拠点に対しても米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき政府米の調達を行う。県は、米穀等以外の食料についても販売業者等及び県総合生活共同組合連合会との協定に基づき、食料の調達を要請する。町は、今後、町独自で食料の備蓄を図るほか、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定の締結を図る。

また、生活物資についても、必要に応じ備蓄を行うとともに、卸売業者と物資調達に関する協定を締結する等、体制の整備に努める。

3 備蓄の方法

物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄数量の設定

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の 1 日分程度を目安に、近隣市町村間の連携による備蓄の確保を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、最低 3 日間、推奨 1 週間分程度の食料及び生活物資や非常持出品の備蓄に努めるよう啓発する。

(2) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料等の確保に努めるものとする。

5 炊き出しその他による食品の給与

炊き出し等による食品の給与を要する場合は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、炊き出しその他による食品の給与対象罹災者を把握し、災害応急措置の給与期間の範囲内において被災者の食生活を保護し得るよう知事を補助するものとする。

なお、災害救助法の適用により炊き出しその他による食品の給与について知事から委任された場合は知事の補助機関として県の指示を受けて町長が実施に当たるものとする。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 食品給与対象者

(ア) 避難所に収容された者であること。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者であること。ただし、親戚、知人等に奇遇しそこで食事のできる状態にある者を除く。

(ウ) 被害を受け一時縁故先などに避難する者であること。ただし、食料を喪失しその持合せがない者に対し、応急食料を現物でもって支給する。

(被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として含まない。)

(2) 食品給与基準

災害救助法の基準に基づき実施するものとする。

(3) 食品給与算出費目

ア 主食費（米穀等、パン、麺類、購入弁当等）

イ 副食費（調味料等を含む）

ウ 燃料

エ 品物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）使用謝金

オ 消耗機材（ラップ類、トレー、はし等）購入費

(4) 食品給与期間

災害発生の日から7日以内とする。（ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合の応急食料の給与は3日分以内とする。）

(5) 食品給与対象者の把握

災害救助法による炊き出し、その他による食品の給与は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障の起こった者に応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、必要な食料を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とするものであるから、迅速に給与対象者を把握して、災害救助法の適用の場合の給与体制を円滑ならしめるようその状況を県に報告する。

その場合の状況把握は、町民生活課長が当たる。

(6) 炊き出しの炊出器材の使用

炊き出しの際の炊事器材は町内民間業者等の物を使用するものとする。

第2 給水計画

1 家庭水の供給

給水計画は、被災地に対する応急給水について、その供給を円滑ならしめるためのものである。災害救助法が適用された場合においては、災害救助法第13条第1項の規定により、知事は、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。なお、被害甚大等のため給水が困難な場合は知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(1) 応急飲料水の確保

被災者1人1日3日に相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

(2) 平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努める。

(3) 防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、3日分程度の飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。

(4) 飲料水（ペットボトル等）の広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 水道用水の緊急応援要請

水道法第40条の規定に基づき、緊急に水道用水を必要と認める場合は、期間、水量及び方法を定めて知事に要請する。

(6) 町の所有する機械施設

給水タンク1台（容量1,000リットル）

(7) 被害状況報告

総務課に次の事項を報告する。

ア 水道施設の被害状況及び被害見込額

イ 応急措置の状況

ウ 応急復旧工事に要する概算見積額

エ 応急復旧工事に要する機械の種別、調達数

オ 所要人員の明細

カ 飲料水の応急的給水方法

キ その他必要と認める事項

(8) 生活用水の供給方法は容器による搬送とし、住民に平素からバケツその他応急給水の受水器具を常備するよう指導し、ドラム缶、ホース等の整備について徹底を図り、給水に際しては、特に配水、受水器具の衛生的処理に留意するものとする。

2 飲料水の供給

町長は、当該地域に飲料水供給の実施を必要とする場合は、責任者を定めて給水の実施に当たるものとする。

(1) 飲料水供給状況報告

飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿（資料21）によって報告する。

3 水道施設の応急復旧

(1) 災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(2) 配水管路の応急復旧は、関係業者の協力を得て実施し、順位は次のように考える。

ア 配水池及び給水地点までの配水管

イ 病院等の緊急利水施設への配水管

ウ その他の配水管

(3) 応急復旧用資機材の調達

応急復旧資機材等は、指定工事店から調達するものとするが、必要と認めるときは県知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

第3 防災資機材等の整備

(1) 災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図り、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備を行うものとする。また、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

(2) 長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立

町は県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第 1 2 節 防災教育・広報

(総務課、教育総務課)

防災対策の円滑なる実施を図るためには、町をはじめ防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として災害に関する知識を正しく認識し、災害に関する予報等が出された場合の具体的行動について習熟するよう不断に努力することが重要である。

このため、町は、各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、防災上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施し、災害対策に関する知識の普及及び災害が発生した時の的確な行動に資するものとする。

第 1 防災教育・広報

1 教育、広報

(1) 町職員に対する教育

ア 教育の方法

町は、災害対策に万全を期するため、職員に対し講演会、研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

町は、地震発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

イ 教育の内容

(ア) 各種災害の特徴

(イ) 予想される会津盆地西縁断層帯を震源とした地震に関する知識

(ウ) 地震が発生した場合、具体的に取るべき行動に関する知識

(エ) 職員が果たすべき役割

(オ) 災害発生後における二次災害の防止

(カ) その他、防災対策の必要な事項

(2) 住民等に対する教育、広報

ア 教育、広報の方法

(ア) 広報紙等による広報及び参考資料の配布

(イ) 住民集会等の開催

(ウ) 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力

イ 教育、広報の内容

(ア) 各種災害の特徴

- (イ) 予想される会津盆地西縁断層帯を震源とした地震と被害の想定に関する知識
 - (ウ) 災害情報等の正確な情報の入手方法
 - (エ) 災害が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (オ) がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識
 - (カ) 災害発生後における二次災害に関する知識
 - (キ) 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容
- (3) 児童、生徒等に対する教育
- 教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、自然災害の基礎的な知識及び対策の教育を行う。
- (4) 自動車運転者に対する教育
- 町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、自然災害が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。
- (5) 地域防災力の向上
- 町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

第 1 3 節 防災訓練

(総務課、商工観光課、生涯学習課)

町長は、基本法第 4 8 条の規定に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、災害応急対策計画に基づく応急対策の完全な遂行を図るため、次に掲げる計画を中心に関係機関が緊密なる連携をとり、図上又は実地において行い、総合的かつ計画的に実施するものとする。

実施予定日時、実施方法はその都度定める。

1 消防訓練

猪苗代町における消防訓練は、次の事項別に行うものとする。

- (1) 消防用機械器具操法訓練
- (2) 機械運用及び放水演習
- (3) 操縦訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 通信連絡訓練
- (6) 林野火災防御訓練
- (7) 文化財火災防御訓練

2 災害避難救助訓練

(1) 通信連絡訓練

災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡訓練

(2) 非常招集訓練

災害対策活動機関及び人員の招集訓練

(3) 避難誘導訓練

避難命令の伝達、誘導方法、避難誘導隊の組織、編成指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練

(4) 警備訓練

災害時の人心動揺を未然に防御し、社会秩序の維持に努めるための訓練警戒地区の設定、立入禁止区域の設定及び交通の規制等の訓練

(5) 救護訓練

災害時における避難者及び災害対策の実施者等の医療救護訓練、医療機関、医療従事者、保健福祉事務所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練

(6) 救出訓練

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する訓練

(7) 物資輸送と給水訓練

救助物資の輸送、飲料水の供給訓練

(8) 炊き出し訓練

避難者、災害対策の実施者に対して炊き出しを行う訓練

(9) 水避難救助訓練

水避難者の救助訓練

(10) 避難救助訓練

(11) 山岳遭難者等の救助訓練

3 非常招集訓練

(1) 非常招集措置の整備

平常時において次の項目について調査し、非常招集措置の整備を図る。

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備状況

イ 招集の区分の整備状況

ウ 招集命令伝達、示達要領の整備状況

エ 非常招集命令簿、非常招集記録簿の整備状況

オ 非常招集の業務分担、配置要領の整備状況

カ 待機命令の基準の整備状況

キ その他非常招集のために要する事務処理状況について

(2) 非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方途を講ずべきものであるが、内容において特に、命令の発令者、集合日時、場所、服装携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により正確なる伝達を原則とする。

(3) 集合の方法

集合の方法は、第一義的に迅速に行うべきものであるが、訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施するものとする。

(4) 点検

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 受令時間の確認

ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

エ 装備、着装等の整備の点検

オ 集合人員の確認の点検

カ その他対策準備体制に関する点検

(5) 訓練後の措置

訓練は実施効果の検討を行い、非常招集の適正実施ごとに改善是正を行うよう努め、訓練記録簿に記載しておくものとする。

4 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資材管理等の確認及び迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

5 個別訓練

必要に応じて水防訓練、通信訓練、動員訓練、災害対策本部設置・運営訓練を実施し、災害時の初期初動体制強化に努める。

訓練の実施後においては町地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

6 総合防災訓練

(1) 方針

基本法第48条の規定に基づき町の地域における災害対策関係機関、団体及び住民が一体となり、総合的共同訓練を実施し、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、災害対策関係機関団体相互の協力体制及び住民の防災思想の高揚に資することを目的とする。

(2) 実施要領

火災、水害又は火山による災害状況を想定し「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

ア 参加機関

- (ア) 猪苗代町 (イ) 町の防災関係機関 (ウ) 応急対策活動を要する公共機関
(エ) 防災上重要な施設管理者 (オ) 公共的団体等 (カ) 町民

イ 実施場所及び時間

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定めるものとする。

ウ 訓練種目

想定災害状況により訓練種目を決定するが、想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非常招集訓練等の各項目についてできるだけ多くの項目を実施するよう努める。

エ 実施方法

- (ア) 「総合防災訓練実施要領」に定めた「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき参加機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。
(イ) 訓練の指揮命令系統はそれぞれ参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑化を図るため、参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

7 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 方針

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

(2) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及び他消防法で定められた防火管理者は、その定める

消防法に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織が行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 自主防災組織及び住民等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して訓練の参加実施に努める。

第 1 4 節 自主防災組織の整備

(総務課)

災害防止又は被害の軽減を図るため、地域住民及び事業所等が災害時に迅速な行動がとれるよう自主的な防災組織の結成と育成を図る。

第 1 自主防災組織の現況

本町における自主防災組織の結成状況は、行政区・婦人消防連絡協議会等がある。

第 2 自主防災組織の結成促進及び育成指導等

各種防災訓練に住民の参加を求め、自主防災組織の充実強化に努めるとともに、防災思想の普及徹底と隣保互助精神の向上を図っていく。

1 自主防災組織の結成促進及び育成

(1) 結成促進

自主防災組織の結成のためには、町及び消防機関による指導の積み重ねが必要であることから、あらゆる機会をとらえて関係者に対し、自主防災組織の意義を強調し、未結成の各種団体等を単位とするコミュニティ組織の一環としての自主防災組織の結成を促進する。

また、婦人消防連絡協議会等民間防火組織を自主防災組織の中に位置付ける等、一体となった活動ができるよう体制づくりを促進するものとする。

(2) 編成基準

地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する観点からも、行政区単位の規模で編成することとする。

(3) 育成

ア リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、各種の防災関係講習会等に積極的に参加するよう促進する。

イ 施設

活動の拠点となるべき施設及び防災資材を計画的に整備する。

ウ 活動要領の作成と指導

町は活動マニュアル等を作成し、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的に指導する等、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者、心身障がい者、乳幼児等の「要配慮者」の避難誘導等、各種の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 自主防災組織の活動

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 消火用水、その他の防火資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(2) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努める。

なお、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」の確認にも努めるものとする。

イ 防災訓練等の実施

災害時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

- (ア) 災害情報の収集伝達訓練
- (イ) 消火訓練
- (ウ) 応急手当の実施訓練
- (エ) 給食給水訓練
- (オ) 避難訓練

ウ 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対処できるよう備えるものとする。

3 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災組織を整備するとともに、特に法令により設置を義務づけていない事業所についても、設置について育成指導を進めるものとする。

- (1) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (2) 旅館等多数の人が利用する事業所
- (3) 危険物、高圧ガスの貯蔵所又は取扱所

4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 1 5 節 要配慮者予防対策

(町民生活課、保健福祉課)

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第 1 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が寝たきり高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「要配慮者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制作りを行うものとする。

さらに入所者を施設相互間で受け入れるための協定を締結するなど施設が被災した後の対応についても検討し、体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害《PTSD》）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第2 在宅者に対する対策

1 要配慮者の状況把握

住民基本台帳情報や高齢者、障がい者等情報をもとに、地区民生児童委員等と協力しながら、支援の基礎資料となる要配慮者の状況把握に努める。特に、生命の危険がある方々については、対象者の把握に努め、災害時に支援が必要かどうか確認できる体制を構築する。

2 避難行動支援体制の整備

要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別避難計画等の作成を行う。また、広く関係者による支援体制を構築するため、対象者の本人同意による地域や関係機関への名簿情報提供を進めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、災害時には支援関係者に情報を提供できる体制を構築する。

3 要配慮者を対象とした防災訓練の実施

総合防災訓練の中で、要配慮者を対象とした訓練を実施し、また要配慮者自身が参加できる防災訓練内容を検討する。

4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

消防署、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、行政区、消防団、自主防災組織、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

(避難行動要支援者名簿に掲載する者)

次のアからカの要件に該当する者のうち、居宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者。

ア 介護保険の要介護認定を受けた者のうち要介護3以上の認定者

イ 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち1級・2級の手帳所持者

ウ 療育手帳の交付を受けた者のうちAの手帳所有者

エ 精神障害者福祉手帳の交付を受けた者のうち1級の手帳所有者

オ 75歳以上の高齢者であつて、一人暮らし又は高齢者のみの世帯

カ その他町長が支援の必要があると認めた者

(個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者)

上記アからカのうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の居住地の災害リスクや福祉的要因等の判断基準に基づき、優先度が高いと判断された者

(3) 名簿作成及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 必要な個人情報

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由(障がいの区分など)

(キ) その他町長が必要と認める事項

イ 入手方法

災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、町が保有する住民基本台帳、要介護認定情報、障がい等の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的で利用する。

町の情報のみでは実態と異なる可能性があるため、地区民生児童委員等が保有する情報で補正します。

また、個別避難計画の作成にあたっては、必要に応じて関係機関及び地域の関係者等との連携により、対象者や支援者等からの聴き取りによる情報把握を行います。

(4) 名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

基本となる名簿は、町が対象者の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、また、本人や家族からの申し出、地区民生児童委員等からの情報により定期的に更新することとする。

この名簿を避難支援者等関係者に配布し、年に1回程度更新するものとします。また、名簿の更新については、個別避難計画の定期的な更新にも反映させることに努める。

(5) 情報漏えいの防止措置

避難支援者への名簿及び個別避難計画情報の提供にあたっては、支援対象地域及び支援対象者に限定する。

また、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置について、関係機関・団体と個人情報の取り扱いに関する覚書を締結するとともに、名簿の提供を受ける者から個人情報保護に関する誓約書、個人情報受領書の提出を求めることとする。

なお、名簿の提供を受けた者がその職を退いたときは、名簿の返還を義務付けるとともに、知り得た情報の守秘義務を課します。

また、名簿はデータの提供ではなく書面による提供とし、併せて取り扱いマニュアルを

交付するとともに、個人情報漏えい防止に努める。

(6) 要配慮者の円滑な避難準備

要配慮者の態様に応じた情報伝達手段の整備を図るとともに、多様な情報伝達手段を確保します。避難行動要支援者が、避難行動を開始できるよう避難指示に先駆け、「高齢者等避難」を発令する。また、災害リスクが高い地域に居住する要配慮者に対しては、定期的に周知広報を行うとともに、災害時を想定した日頃からの準備を促すよう努めてまいります。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者への避難支援は、避難支援者本人又は支援者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うこととします。

また、町は、災害時に避難者を支援する者等が十分な安全を確保できるよう、体制の構築に努めます。

5 避難行動要支援者の把握方法

(1) 住民基本台帳の情報に介護保険情報や障がい者等情報を加味し、さらには地区民生児童委員や地域独自の情報等を加味しながら実態を把握することで、対象者の把握に努めます。

(2) 本人の情報に加えて、支援者や関係機関の情報もあわせて把握します。

(3) 台帳登録した人の情報を継続的に把握します。

6 災害時の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取り扱い

(1) 災害時には、対象者の同意の有無を問わず、災害対策基本法の規定に基づき、関係機関等に対象者名簿及び個別避難計画を提供し、安否確認や避難行動支援を行います。

(2) 高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等の福祉避難所の指定を進め、要配慮者の避難生活支援を進めることとする。また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めることとする。

7 平時からの要配慮者への支援

(1) 平時から要配慮者の支援準備が図られるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供同意について、地域や対象者に周知し、同意者の増加を図る。また、避難支援等関係者以外の方（家族等）への情報提供についても、実施を検討する。

(2) 要配慮者に対しては、防災訓練等により災害時支援体制の実効性を高める。

8 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の個人情報の取り扱い

(1) 情報漏えい防止措置

ア 情報の庁内利用のルールをつくり、情報の漏えい等が発生しないよう必要な措置を取る。

イ 情報システムから情報の漏えいが発生しないよう、通信する方法を限定し、外部から個

人情報への不正なアクセスを遮断する構造とするなど、必要な対策を行います。

- ウ 関係機関に対しては、名簿に記載されている個人情報について漏えいすることのないよう取り扱い方法を定め、確認のうえ提供する。

第3 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 広域避難場所、避難標識等の災害に関する標示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- 4 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第4 避難所における要配慮者支援

- 1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備を進めるとともに、スロープ等の段差解消設備についても整備する。また、介助、援助を行うことができる部屋を設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するように努めるものとする。

- 2 福祉避難所の指定

町は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができ、必要な生活支援を受けることができる設備と人員体制を整備した施設（老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを備えた社会福祉施設、特別支援学校等）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、要配慮者を福祉避難所に受け入れる体制を構築する。

第 1 6 節 ボランティアとの連携

(保健福祉課)

大規模な災害発生時における町内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第 1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

第 2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、町が個々のボランティア活動を把握する必要がある。

そのため、町は、日本赤十字社福島県支部会津地区猪苗代町分区、社会福祉協議会等と連携を図りながらボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

第 1 7 節 災害時相互応援協定の締結

(総務課)

第 1 自治体間の相互応援協力

1 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定も検討する。(資料 5 2)

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や援助物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定締結を促進する。(資料 5 2)

第 2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、援助物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。(資料 5 2)

1 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定を締結する。また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を締結することとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者には物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、(公社)福島県トラック協会、福島県倉庫協会と災害時応援協定を締結し県災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。

3 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、国、県(災害対策現地本部や資源エネルギー庁等)と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、県石油商業組合等の関係機関との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努めるものとする。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

4 徒歩帰宅者への支援

町は、小売店、飲食店やフランチャイズ事業者等と応援協定に基づき、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合など、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第 1 8 節 公的機関等の業務継続性の確保

(総務課)

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

さらに、業務継続体制の整備を通じて、県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。